

令和 8 年度 生物多様性しが戦略推進事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度 生物多様性しが戦略推進事業

2 業務の背景・目的

本県では、生物多様性地域戦略として「生物多様性しが戦略 2024～自然・人・社会の三方よし～（以下「しが戦略」という。）」を令和 6 年（2024 年）3 月に策定し、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業、地域団体や行政機関等を始め多様な主体と連携し取組を進めており、「多様な主体による生物多様性の保全管理が進んでいる」ことを状態目標の一つとして掲げ、自然共生サイトの認定数の増加や、保護・保全地域の面積の拡大等を具体的な行動目標として設定している。

そのため、本業務では多様な主体による取組や連携を促進し、しが戦略の推進を図ることを目的とする。

3 履行期間

令和 8 年 8 月 25 日（火） から 令和 9 年 3 月 23 日（火）まで

4 業務内容

受託者は、発注者と協議の上、次の（１）～（４）の業務を実施するものとする。

なお、それぞれの業務を実施するうえでは、別表 1「参考となる多様な主体」についても考慮すること。

（１）保全地域の拡大に向けた取組

しが戦略で目標とする保護・保全地域（OECM）の拡大のためには、広域な面積を有し、かつ生物多様性のポテンシャルが高いエリアにおける取組の促進が重要である。

ア 農地や森林における自然共生サイトの取組が促進されるよう、国内での自然共生サイトの事例を収集、整理すること。また、整理した情報を踏まえ、農林業従事者や企業等に向けた勉強会を開催すること。収集する事例については 15 件程度を想定し、受託者が提案のうえ県と協議し決定すること。

イ 県や市町による自然共生サイトの取組が促進されるよう、自治体が申請主体となっている国内の自然共生サイトの事例を収集、整理すること。また、整理した情報を踏まえ、県内の自治体に向けた勉強会を開催すること。収集する事例については 10 件程度を想定し、受託者が提案のうえ県と協議し決定すること。

（２）生物多様性の主流化に向けた取組

ネイチャーポジティブの実現に向け、生物多様性保全を評価し社会実装するための研究や取組が、行政、民間等により活発に行われている。

しがネイチャーポジティブネットワークの参加者等に向けた報告会や勉強会を開催することにより、これらの研究成果等が社会実装に繋がる取組を実施すること。

発表者については、受託者が提案し県と協議のうえ決定すること。

(3) 自然共生サイトを活用した環境学習事例集の作成

生物多様性保全に持続的に取り組むためには、将来の保全活動の担い手となる「こども」世代に生物多様性保全の意義を知ってもらうことが重要である。県内では自然共生サイトを活用した環境学習が様々な形で実施されており、その取組を拡大していくことは将来的な生物多様性保全に資するものである。

県内の自然共生サイトで実施されている環境学習の事例を収集し、他の自然共生サイトや活動団体等が環境学習に取り組むきっかけとなる事例集を作成すること。事例集については PDF 形式で作成すること。

(4) しが戦略の中間評価に向けた提案

しが戦略では令和 12 年度（2030 年度）までを取組期間に設定しており、令和 9 年度（2027 年度）は戦略策定年度からの中間年度にあたるため、短期目標の達成状況について中間評価を行うことを検討している。

そのため、他の自治体等における総合計画等の評価事例等を参考に、中間評価に向けた評価手法や見せ方について提案を行うこと。

5 進行管理・打合せ

業務着手時のほか、適宜打ち合わせを行うこととする（計 3 回以上）。

6 成果物・業務報告書の提出

発注者と協議しながら、適宜、途中成果物の提出やその修正を行うものとする。

最終成果物は、業務報告書に取りまとめ、電子データ（DVD-R 等。電子データには、Word 形式等の編集可能なデータ版と、PDF 形式の確定版を含むこととする。）を添えて、提出する。

GIS データを成果物とする場合は、Q-GIS で利用できるものとする。

7 その他

- ・受託者は、業務の円滑な進捗を図るために十分な経験を有する管理技術者を配置し、管理技術者は業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。
- ・受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。この項については履行期間の終了または契約解除後も同様とする。特に、希少な種の生息・生育に係る情報については、厳重に秘密を保持するものとする。
- ・委託業務の遂行のために県が提供した資料・データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料・データ等は委託終了までに県に返却または削除することとし、受託者は履行期間の終了または契約解除後にこれらの資料・データ等を保持してはならない。
- ・委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとする。
- ・電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付がないか等）、送信方法（BCC に設定されているか等）について複数の者でチェックを行うこと。
- ・業務の実施に当たり、関係者との間で問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。

別表 1

●参考となる多様な主体

	種類	関係者
①	しがネイチャーポジティブネットワーク	企業、保全団体、大学、市町等
②	しが生物多様性取組認証制度	企業等
③	しが環境ビジネスネットワーク	企業等
④	琵琶湖企業の森コンソーシアム	企業、森林所有者等
⑤	琵琶湖森林づくりパートナー	企業、森林所有者等
⑥	しがのふるさと支え合いプロジェクト	企業、NPO、農業者等
⑦	魚のゆりかご水田プロジェクト	企業、NPO、農業者等
⑧	棚田保全ネットワーク推進事業 (たな友)	農業者等
⑨	研究機関	琵琶湖環境科学研究センター、 国立環境研究所琵琶湖分室
⑩	大学連携研究プロジェクト	大学、企業等